

# 箱根町通学路交通安全プログラム

## ～通学路の安全確保に関する取組の方針～

【平成 26 年 11 月 箱根町通学路安全推進会議】

### 1. プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童・生徒（以下「児童等」という。）が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「箱根町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童等が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

### 2. 通学路安全推進会議の設置 ⇒ [箱根町通学路安全推進会議設置要綱](#)

関係機関等の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

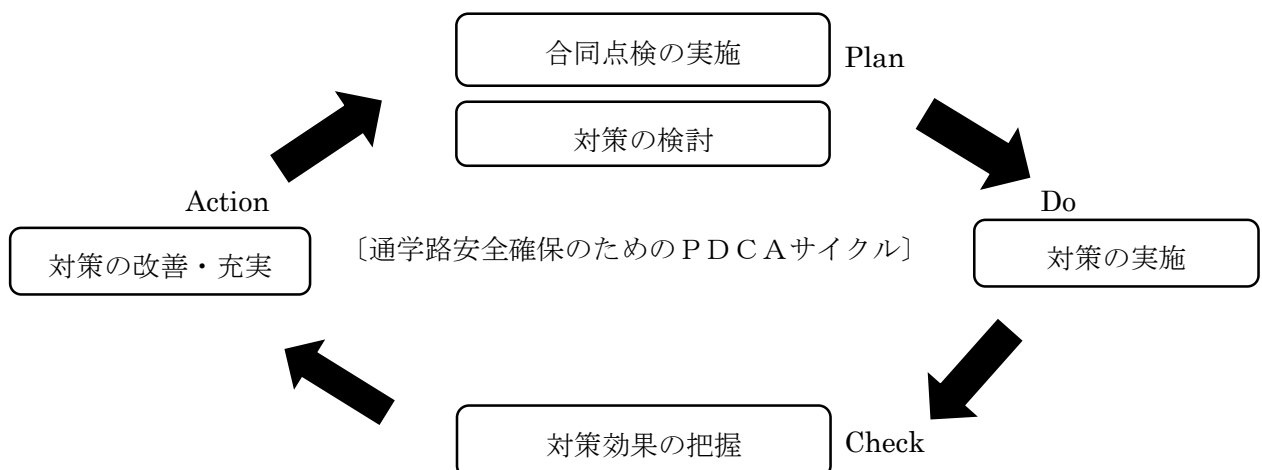
- ・ 箱根町立小・中学校
- ・ 神奈川県 県西土木事務所
- ・ 小田原土木センター（道路維持課）
- ・ 小田原警察署（交通第 1 課）
- ・ 箱根町教育委員会学校教育課
- ・ 箱根町環境整備部都市整備課（道路管理係）
- ・ 箱根町総務部総務防災課（防犯交通係）

### 3. 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



## (2) 定期的な合同点検

### ○ 合同点検の実施時期等

- ・ 1年に1回、合同点検を実施します。(※合同点検を隔年で冬季に実施するなど、積雪期の危険箇所にも注意するものとします。)
- ・ 効率的、効果的に合同点検を行うため、各小・中学校からの報告を踏まえ調査・改善検討箇所を設定し、合同点検を実施します。

### ○ 合同点検の体制

- ・ 通学路安全推進会議のメンバーと、必要に応じて学校関係者等が参加する合同点検を行います。

## (3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等のハード対策や交通規制、交通安全教育等のソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的なメニューを検討します。

## (4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

## (5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、または児童等が安全になったと感じているのか等を検証するため、各小・中学校は児童等及び保護者から改善の効果等について集約し、その対策効果を通学路安全推進会議に報告します。

## (6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

## 4. 対策一覧表、対策箇所図の公表

各小・中学校の点検結果や対策内容については、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

### 【別添資料】

別添① 対策一覧表 ⇒ [全 町 \(一覧表\)](#)

別添② 対策箇所図 ⇒ [湯 本 地 域](#) [温 泉 地 域](#) [宮 城 野 地 域](#) [仙 石 原 地 域](#) [箱 根 地 域](#)